

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

（名称）

- 第 1 条 この会議は、「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。
- 2 協議会は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 の規定に基づき設置する。

（目的）

- 第 2 条 協議会は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、荒川水系（埼玉県域）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川と対象範囲）

- 第 3 条 協議会の対象河川は、荒川、入間川、越辺川、小畔川、都幾川及び高麗川における埼玉県内の国直轄管理区間を対象とする。
- 2 協議会の対象範囲は、上記の対象河川による氾濫域（別図 1）を対象とする。

（協議会の構成）

- 第 4 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて第 1 項の協議会構成員の一部からなる部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。

（協議会の実施事項）

- 第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所防災対策課で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月31日から施行する。

本規約は、平成30年5月22日に改正する。

本規約は、令和元年5月27日に改正する。

本規約は、令和元年11月14日に改正する。

本規約は、令和2年9月1日に改正する。

本規約は、令和5年5月22日に改正する。

本規約は、令和6年5月23日に改正する。

本規約は、令和7年6月2日に改正する。

本規約は、令和8年6月25日に改正する。

さいたま市長
川越市長
熊谷市長
川口市長
行田市長
加須市長
東松山市長
春日部市長
羽生市長
鴻巣市長
深谷市長
上尾市長
草加市長
越谷市長
蕨市長
戸田市長
朝霞市長
志木市長
和光市長
新座市長
桶川市長
久喜市長
北本市長
八潮市長
富士見市長
三郷市長
蓮田市長
坂戸市長
幸手市長
鶴ヶ島市長
吉川市長
ふじみ野市長
白岡市長
伊奈町長
三芳町長
毛呂山町長
川島町長
吉見町長
鳩山町長
寄居町長
宮代町長

杉戸町長

松伏町長

埼玉県 危機管理防災部長

埼玉県 県土整備部長

気象庁 熊谷地方気象台長

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所長

独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所長

国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所長

国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

国土交通省関東地方整備局 二瀬ダム管理所長

東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社長

日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長

東武鉄道株式会社 執行役員 安全推進部長

東京地下鉄株式会社 鉄道本部 安全・技術部長

秩父鉄道株式会社 運輸部長

埼玉高速鉄道株式会社 常務取締役鉄道事業本部長

埼玉新都市交通株式会社 代表取締役社長

首都圏新都市鉄道株式会社 安全総括部長

さいたま市	総務局 危機管理部 防災課 課長
川越市	防災危機管理室 室長
熊谷市	市長公室 危機管理課 課長
川口市	危機管理部 危機管理課 課長
行田市	市民生活部 危機管理課 課長
加須市	都市整備部 治水課 課長
東松山市	市民生活部 危機管理防災課 課長
春日部市	市長公室 危機管理課 課長
羽生市	総務部 地域振興課 課長
鴻巣市	都市建設部 道路課 課長
深谷市	総務部 総務防災課 課長
上尾市	総務部 危機管理防災課 課長
草加市	建設部 建設管理課 課長
越谷市	危機管理室 室長
蕨市	市民生活部 安全安心課 課長
戸田市	危機管理防災課 課長
朝霞市	危機管理室 副審議監兼室長
志木市	総務部 防災危機管理課 課長
和光市	危機管理監 危機管理室 室長
新座市	危機管理室 室長
桶川市	環境経済部 安心安全課 課長
久喜市	市長公室 危機管理課 課長
北本市	市民経済部 くらし安全課 課長
八潮市	建設部 建設管理課 課長
富士見市	危機管理課 課長
三郷市	危機管理防災課 課長
蓮田市	総合政策部 危機管理課
坂戸市	総務部 防災安全課 課長
幸手市	市民生活部 くらし防災課 副参事
鶴ヶ島市	総務部 危機管理課 課長
吉川市	市民生活部 危機管理課 課長
ふじみ野市	総務部 危機管理防災課 課長
白岡市	総務部 安心安全課 課長
伊奈町	危機管理課 課長
三芳町	道路交通課 課長
毛呂山町	総務課 課長
川島町	総務課 課長
吉見町	総務課 課長
鳩山町	総務課 課長
寄居町	自治防災課 課長
宮代町	くらし安全課 課長

杉戸町	危機管理課	課長
松伏町	地域安全課	課長
埼玉県	危機管理防災部	災害対策課 副課長
埼玉県	県土整備部	河川砂防課 副課長
気象庁	熊谷地方気象台	防災管理官
独立行政法人水資源機構	荒川ダム総合管理所	管理課 課長
独立行政法人水資源機構	利根導水総合管理所	武蔵水路管理所長
国土交通省関東地方整備局	荒川上流河川事務所	所長
国土交通省関東地方整備局	荒川下流河川事務所	所長
国土交通省関東地方整備局	二瀬ダム管理所	所長
東日本旅客鉄道株式会社	大宮支社	支社長
日本貨物鉄道株式会社	安全統括本部	安全推至部 サブリーダー
東武鉄道株式会社	執行役員	安全推進部長
東京地下鉄株式会社	鉄道本部	安全・技術部 次長
秩父鉄道株式会社	運転課	課長
埼玉高速鉄道株式会社	鉄道事業本部	安全推進室長
埼玉新都市交通株式会社	運輸・営業部	運輸課 課長
首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部	企画調整課長

別図 1

